

はじめに

現在、いじめの問題への対応は、我が国の教育における最重要課題の一つとして全国的に取組をすすめられているところですが、未だ、全国各地域において、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。

平成25年9月に、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）が施行されました。

本市では、法第12条の規定に基づき、これまでの本市における対策を再度見直し、本市における全ての学校において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）を、より体系的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。また、法の施行から3年が経過し、今回、国や県の基本方針が改定されたことに伴い、市の基本方針の改定を行いました。

この基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等及び地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、市や教育委員会、学校における組織体制や、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものです。

本市においては、平成19年より、いじめ問題等対策委員会の設置をはじめ、いじめの問題の解決に向け様々な取組を進めてきたところですが、法の施行に伴い、取組内容について改めて整理しました。

今後、本基本方針に基づき、市としても、いじめの問題の解決に全力で取り組んで参りますので、関係者におかれましても、これに基づき取組の具体化を図っていただきたいと思います。

小 郡 市
小郡市教育委員会